

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県南佐久郡小海町

2 構造改革特別区域の名称

小海町福祉輸送特区

3 構造改革特別区域の範囲

長野県南佐久郡小海町の全域

4 構造改革特別区域の特性

小海町は長野県の東部に位置し、総面積 114.19k m²の範囲に人口 6,056 人が 33 の集落を形成している過疎の町です。総人口のうち、身体障害者は 300 人、高齢者は 1,832 人であり、歩行困難や車イス利用等の理由により、自分で自由に外出することが困難な移動制約者は約 80 人と推定されます。これらの皆さんは、家族や親戚等による通院介助や医師や看護師による往診等を受けざるを得ず、また買い物等日常生活にも不便を強いられているのが現状です。

公共交通機関は町の中央を走る JR 小海線と町内 4 路線の町営バス及び民間 1 社のタクシーがありますが、これらの公共交通機関では歩行困難者や車イス利用者のための特殊な設備を有した輸送手段を持っていないため、高齢者や身体障害者等移動制約者に対する十分な輸送サービスが確保されていません。

そこで、移動制約者に対する新しい移動支援策として、タクシーではカバーできない部分を福祉輸送で補完することにより交通バリアフリー化を推進し、地域福祉の増進を図ります。

5 構造改革特別区域計画の意義

移動制約者に対する輸送サービスに営利企業の参入が困難な当町において、社会福祉法人等が地域住民の要望に応えるため地域に根ざした総合支援の一環として輸送サービスを提供するものであり、全国の類似地域に波及することが見込まれます。

6 構造改革特別区域計画の目標

高齢者や障害者が住みなれた地域で生涯にわたる生活を維持するためには、社会資源の整備や地域住民の協調を進めることにより支援体制を確立し、地域福祉の増進を図ることが重要です。この目標を計画的に達成するため、地域福祉計画を策定するとともに並行してボランティア事業によるボランティアの育成と組織化を図り、町民一丸となって福祉の町づくりを進めます。

当町における移動支援については、採算面から民間事業者の参入が困難であり、町社会福祉協議会がタクシーではカバーできない部分を福祉輸送で補完することが適当であります。

社会福祉協議会は介護保険事業者としての役割のほか、地域福祉全般にわたる活動をしており、その一環として輸送サービスが提供されることにより、高齢者や障害者の自立した地域生活が促進され、さらに従事者の職の確保等福祉関連産業の発展に寄与し、全国的な波及が見込まれるモデルとなります。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

在宅の高齢者及び障害者で、特殊車両による移動支援が必要な町民は現在推定 80 名で、家族による送迎が可能な人を除いた約 50 名で年間延べ 700 回の利用が見込まれます。高齢化の進展により、今後において利用対象者が増加することは必至であり、その需要に対し供給面では町社会福祉協議会の活動に加え、民間ボランティアやNPOによる移動支援を活性化させることにより、住民意識の向上と交通バリアフリーが達成されます。

この特定事業の実施により、高齢者や障害者は住み慣れた地域で安心して在宅生活を送ることが出来るようになり、通院通所困難を理由とする入院入所が回避されるとともに、家族の負担軽減が図られます。

8 特定事業の名称

NPO によるボランティア輸送としての有償運送可能化事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 地域福祉計画事業

地域福祉計画策定のための策定委員会を15年6月(予定)発足させ、社会福祉法に基づく地域福祉計画の策定を開始します。

計画では、高齢者・障害者・児童等町民福祉の現状と課題を検証し、地域に見合った福祉のあり方と達成のための手法を明示し、計画的に事業を実施します。

(2) ボラントピア事業

ボランティアの育成と活動の場の開拓及び活動調整のため、県から職員の派遣を受けてボランティア活動の活性化と、その手法の職員への教育・普及を行い、広汎にわたる地域福祉活動の下支えとなるボランティア活動の活性化を目指します。

輸送サービスの面では、ボランティアの運転技術の向上のための研修を行うとともに、高齢者や身体障害者の特性の理解・ケア技術向上のための研修を行い、責任と自覚を持ったボランティアの育成を図ります。

(3) NPO立ち上げ支援事業

ボランティア育成の過程で、ボランティアの組織化を行い、地域の需要を反映したNPOの立ち上げを支援します。

輸送サービスの面では、町社会福祉協議会の福祉輸送のみに依存することなく、福祉輸送が実施できる実力を持つNPOの設立を目指します。

(4) その他

福祉輸送に関しては、輸送対象者の特性への配慮が肝要であることから、利用者に対しケアマネジメントの提供が出来ることを必要とします。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

番号 1206

名称 NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の社会福祉法人等

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日

4 特定事業の内容

当町においては、タクシー等の公共交通機関では高齢者や身体障害者など移動制約者に対する十分な輸送サービスが確保できないため、社会福祉法人等による移動制約者への有償運送を行う。

特区計画認定後ただちに実施可能な実施主体は社会福祉法人小海町社会福祉協議会ではありますが、地域福祉計画事業等の関連事業の実施によるボランティアの育成・組織化により、将来的にはNPOによる実施を見込んでいます。

5 当該規制の特例措置の内容

小海町には公共交通機関として、JR小海線と町内4路線の町営バス及び民間1社のタクシーがありますが、これらの公共交通機関では歩行困難者や車イス利用者のための特殊な設備を有した輸送手段を持っていないため、高齢者や身体障害者等移動制約者に対する十分な輸送サービスが確保されていません。

そこで、以下のとおり町が推薦状を交付して、移動制約者に対する安全で安心な有償輸送サービスを提供します。

なお、事業の実施管理のため、小海町有償運送協議会を開催し、次の事項の協議・調整を行います。

小海町有償運送協議会の概要

(1) 構成 町、運輸支局、佐久福祉事務所

(2) 内容

- ・ 小海町における交通の状況及び要介護認定を受けている者、身体障害者その他の移動制約者の状況
- ・ 小海町社会福祉協議会が作成した自家用自動車有償運送許可申

請書の案及び小海町長からの具体的な協力依頼を示す文書

- ・ 小海町社会福祉協議会が行おうとする自家用自動車有償運送に関し、次に掲げる事項について具体的に記した資料
 - ア 使用する車両の自動車登録番号及び設備並びに運転者
 - イ 普通第 2 種免許によりがたい場合における十分な能力及び経験にかかる事項
 - ウ 損害賠償措置
 - エ 会員数及び運送の対価の額
 - オ 運行管理体制及び指揮命令系統
 - カ 事故防止についての教育及び指導体制
 - キ 事故時の処理及び責任体制(町分も含む。)
 - ク 使用する車両についての整備管理体制
 - ケ 利用者からの苦情処理に関する体制(町分も含む。)

(3) 開催時期 15 年 4 月予定

(構成予定者との事前協議は整っています。)

なお、協議会にあわせて、次の者から意見を聴取します。

- ・ 想定される有償運送の利用者の代表者(町身障協会長)
- ・ 関係する地域住民の代表
- ・ 関係する地域のボランティア団体の代表
- ・ バス、タクシー等関係交通機関の代表(小海タクシー社長)
- ・ 運送主体 (小海町社会福祉協議会)

運送主体名

小海町社会福祉協議会

運送の対象

あらかじめ登録した会員及び同伴者で、会員は要介護認定を受けている者や身体障害者で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であることとし、運送の発地又は着地のいずれかが原則として小海町内にあるものを対象とします。

運行に使用する車両

車イス若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を有する自動車を使用し、ボランティア輸送に係る有償運送であること、運賃及び料金、運転者の氏名及び自動車番号等について、旅客に見やすいように掲示してあること。

- ・ 軽乗用特殊車両 2台
- ・ 普通特殊車両 1台

運転手免許等

運転手は原則として普通2種免許取得者としませんが、1種免許取得後3年以上経過者で、直近の3年間に人身事故又は重大な物損事故を起こしたことがない者は、運営会議（町民課長、福祉係長、社協会長、事務局長、係長で組織）に諮ったうえで十分な能力及び経験を有すると認められる場合は、従事することができます。なお、町が主導し、従事者が2種免許を早期に取得できるよう体制を整備します。

車両保険

運送に使用する車両には全て、対人無制限、対物1,000万円、搭乗者1,000万円の任意保険に加入しています。

料金

小海町における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃のおおむね2分の1を目安に、地域の特性を勘案しつつ長野運輸支局長が定める基準以内とします。（設定予定料金 利用1回につき100円とし、町外の場合は町の外の区域の走行1キロメートルについて30円の加算とします。）

運行管理体制

事務局長を指揮命令者とし、次の管理体制とします。（組織体制図参照）

指揮命令者	安全運転管理者	従事者
事務局長	事務局長	従事者

- ・ 安全運転管理者は常駐とし、安全運転に関する教育・指導のほか、車両整備の責任者として運送業務全般の管理を行う。
- ・ 事故発生時は、従事者は現場での適切な処置を取るとともに、速やかに事務担当者もしくは係長又は事務局長に報告を行いその指示に従う。
- ・ 苦情処理については、別紙のとおり。

道路運送法第7条の欠格事由に該当しないこと。

該当なし